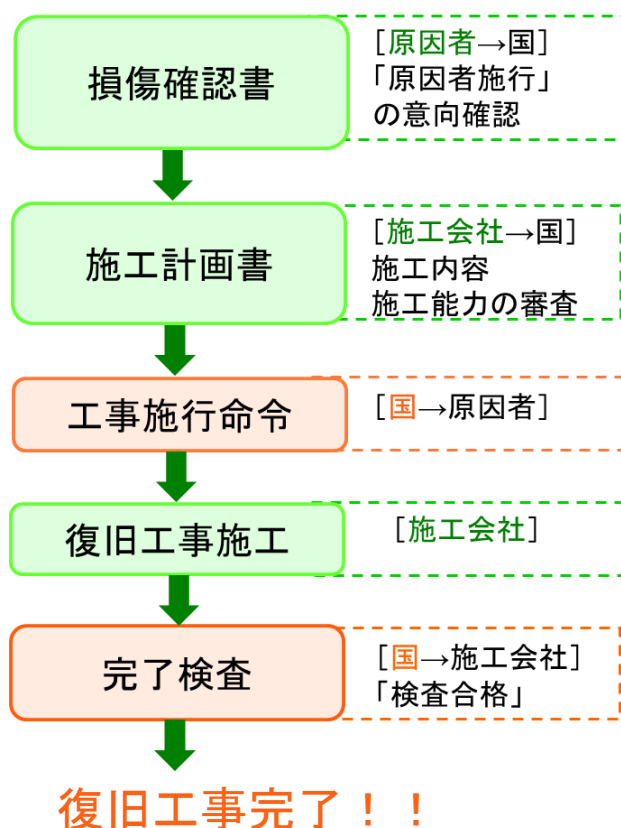


交通事故などによる道路損傷の復旧方法として、原因者側で施工会社を手配して復旧工事を行う「原因者施行」という方法があります。

中部地方整備局では、令和6年4月より「原因者施行」による道路損傷の復旧を積極的に提案しており、ぜひ「原因者施行」による復旧を検討してください。

1. 「原因者施行」の手続きフロー



2. 「原因者施行」の要件

- ① 橋梁、トンネル等の重要構造物以外の物件であること
→ 防護柵、視線誘導標、ポストコーン、距離標、クッションドラム、縁石等は「原因者施行」を検討！



- ② 復旧工事を行う十分な能力があること。
(保険会社が手配する施工会社等)



上記①②の要件について事前に左記フローの「損傷確認書」及び「施行計画書」により確認させていただきます。

3. 「原因者施行」を選択いただくことによる主なメリット！

- ① 復旧から工事費支払までの期間が短く早期解決が図れます！
(道路管理者が復旧工事を行う場合、費用の請求まで1年以上かかる場合もあり、長期間お待たせすることになります。)
- ② 事務費がかからず、復旧費用が安価になります！
(道路管理者が復旧工事を行う場合、例えば約100万円の工事で約8万円が事務費として上乗せ請求されることになります。)